

「和光市避難行動要支援者登録制度」のお知らせ

和光市では、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン（平成 18 年 3 月）」に基づき「災害時要援護者登録制度」として、災害時要援護者台帳の配布など災害時要援護者対策の取り組みを行って参りました。しかし、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の教訓を今後に生かし、災害時に自力で迅速な避難行動をとることが困難な者に対する避難支援等の強化を図るため、国の災害対策基本法が改正されました。和光市におきましても、和光市地域防災計画を改定し、今までの「災害時要援護者」から「避難行動要支援者」へ、災害発生時に一人でも多くの避難行動要支援者の生命と身体を守るための取組を進めてまいります。



避難行動要支援者登録制度の概要について



災害対策基本法において、「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」を、「**避難行動要支援者**」として、

- ① 「**避難行動要支援者名簿**」の作成を市町村に義務付ける
- ② 避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から消防機関や民生委員児童委員等の避難支援等関係者に情報提供すること
- ③ 現に災害が発生、または発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者等に提供することができること
- ④ 名簿情報取扱者の守秘義務、市町村は名簿情報の漏えいの防止のため必要な措置を講ずること

などが定められました。

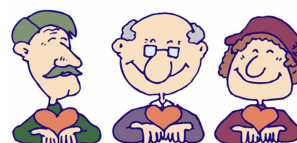
しかし、避難行動要支援者名簿制度の創設趣旨は、名簿自体を作成することにあるのではなくて、作成した名簿を適切に活用し、避難行動要支援者の生命・身体を災害から保護することにあります。

避難行動要支援者の対象者について

和光市では避難行動要支援者の範囲を、市内に住所を有し、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要すると認められる次の各号のいずれかに該当する方、としています。

ただし、入院又は施設等に入所をしている方及び家族等による避難支援を受けることができる方を除きます。

- (1) 75歳以上の方のみで構成される世帯に属する方で、要介護1以上の認定を受けている方
- (2) 要介護2以上の認定を受けている方
- (3) 身体障害者手帳の交付を受けている2級以上の方
- (4) 療育手帳の交付を受けているA、A又はBに該当する方
- (5) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級の方
- (6) 指定難病患者の方
- (7) 特定疾患医療給付に認定を受けている方（埼玉県認定）
- (8) 小児慢性特定疾病の支給認定を受けた児童
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めた者



名簿の記載内容について

名簿に記載される内容は、氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、避難支援等を必要とする理由、その他必要と認める事項（世帯構成、緊急連絡先、避難支援者の有無、自治会名など）です。



©和光市

名簿の提供について

市では避難行動要支援者の対象者として該当する方のうち、ご本人からの申請に基づきご登録をいただいた方につきまして「避難行動要支援者名簿」を作成し、平常時から地域の関係機関等へ名簿情報を提供いたします。

※「関係機関等」は、市の関係部局（危機管理室、地域共生推進課、障害福祉課、長寿あんしん課）、朝霞警察署、朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防本部指令統括課及び和光消防署、和光市消防団、民生委員児童委員、和光市社会福祉協議会、和光市地域包括支援センター、自主防災組織、自治会、地区社会福祉協議会などの団体となります。

また、平常時における地域への名簿情報の提供を希望しない等の理由から登録の届出を提出されなかった場合でも、「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があると認めるとき」は、必要な限度で名簿情報を提供いたします。

名簿の活用範囲

名簿については、災害時の要支援者の避難支援のほか、以下のような活動に活用いたします。

- (1) 平常時における、要支援者の把握、声かけなどの見守り活動
- (2) 防災訓練等の防災活動
- (3) 災害時における要支援者の安否確認
- (4) 災害時における要支援者の避難支援活動
- (5) 要支援者から同意を得た範囲の地区社会福祉協議会等の活動

避難行動要支援者避難支援計画（個別計画）書の作成について

名簿に登録した要支援者ごとに、避難経路、避難方法等を記載する「避難行動要支援者避難支援計画（個別計画）書」を市が作成いたします。作成した個別計画書は、ご本人と支援者の方にお配りいたします。

登録申請の方法について



©和光市

登録を希望する方は、市役所地域共生推進課に申請書（避難行動要支援者名簿登録申請書）をご提出してください。要介護認定や障害者手帳の交付時にもご案内させていただく場合がございます。

【お問い合わせ先】

和光市役所 福祉部 地域共生推進課 包括支援担当

〒351-0192 和光市広沢1-5

電話：048-424-9121（直通）

（月～金曜日 8：30～17：15、土日・祝日・年末年始を除く）



©和光市

和光市避難行動要支援者登録制度（Q & A）

Q. 登録情報はどのように使用されますか？



A. 平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供して、「声かけ・見守り」など地域に応じた支え合いの取組みを進め、また災害時における安否確認や避難行動等の支援に活用されます。

Q. 誰が支援してくれるのですか？



A. 要支援者の近くにお住まいの方で、支援を行うことに同意した方です（「避難支援者」）。災害を乗り越えるためには、日頃からの顔の見える関係づくりに努め、自分でできることは可能な限り行うとともに、地域の助け合いが必要となってきます。

Q. 「避難支援者」は誰が選ぶのですか？



A. 登録を希望される方又はご家族で、いざという時にすぐに支援が受けられるよう、なるべく隣近所の方に「避難支援者」になっていただけるよう依頼し、必ず同意を得ていただきます。自ら行うことが困難な場合は、避難支援等関係者に避難支援者を探していただくよう依頼することもできます。もし、避難支援者が見つからない場合でも登録できますが、迅速な支援のためにも見つけるようにしてください。

Q. 登録すると災害時に必ず助けてもらえますか？



A. 災害はいつどのような形で起こるかわかりません。災害時には避難支援者も被災者となりますので、この制度に登録することで救助等の支援を確実に約束するものではありません。要支援者自身も日頃からの気持ちの良い近所づきあいに努めてください。本制度をきっかけとしてお互いに助け合う仕組みを作り、災害に強い地域をめざします。

Q. 「避難支援者」になると責任がかかるのではありませんか？



A. 本制度は、「地域の助け合い」を原則としたものであり、避難支援者の方にもできる範囲での支援をお願いするものであり、法的な責任を負わせるものではありません。まずはご自身や家族の安全を確保をしていただいた上で、情報の伝達や安否確認、避難行動の支援をしていただくことになります。